

事 務 連 絡

令和2年11月16日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会

技術安全部長

安全管理規程への事前防災対策の記載に係る旅客自動車運送事業運輸規則及び  
貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
標記について、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物課長から別添  
のとおり事務連絡がありましたので、貴協会傘下会員事業者に対し周知をお願い  
いたします。

担 当：技術安全部 田中、横山

(TEL) 03-3216-4015